

米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、し尿及び生活雑排水を併せて処理するものをいう。
- (2) 高度処理型浄化槽 合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下であり、かつ、総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下又は総りん濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するものであり、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽（5人槽から10人槽までの浄化槽にあつては、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されているものに限る。）をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされるものであつて、し尿のみを処理するものをいう。
- (4) 浄化槽設備士 浄化槽法第2条第10号に規定する浄化槽設備士をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、本市の区域のうち次に掲げる区域を除く地域であつて、市長が必要と認める地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において同法第5条第1項第1号の規定により定めた予定処理区域（以下「事業計画区域」という。）
- (2) 農業集落排水事業の整備区域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、し尿と生活雑排水を各家庭等から管路によつ

て収集し、処理する施設の処理区域

- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画区域のうち、当分の間下水道が整備されることが見込まれない地域は、補助対象地域とする。

(補助金の交付)

第4条 市は、補助対象地域内において、住宅、事務所、事業所その他これらに類する建物（以下「住宅等」という。）に設置している単独処理浄化槽若しくは合併処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽（高度処理型浄化槽に該当するものであって、処理対象人数が50人以下のものに限る。第4条第2項第6号を除き、以下同じ。）に転換（住宅等を新築する場合を除く。）をしようとする者に対し、補助金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、当該住宅等に合併処理浄化槽を設置することについて、貸主の承諾が得られない者

(3) 合併処理浄化槽を設置した後、当該住宅等を売却する予定のある者

(4) 補助金の交付が決定する前に合併処理浄化槽の設置工事に着手した者

(5) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納している者

(6) 補助金の交付を受けて設置した合併処理浄化槽の設置替えを行おうとする者。ただし、次のア又はイに該当するときは、この限りでない。

ア 補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過したとき。

イ 火災その他の災害により当該設置した合併処理浄化槽が被害を受けた場合等、相当の理由があると市長が認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる費用に相当する額（1,000円未満の端数は、切捨て）とし、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(1) 合併処理浄化槽本体の購入費及び設置工事費（流入及び放流に係る管渠^{きよ}及びますに係る費用を除く。）

(2) 合併処理浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該工事に着手しようとする日の15日前までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 浄化槽設置費の見積書の写し
- (3) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書及び受理書の写し又は建築確認済証の写し及び建築確認申請附属書（浄化槽設置調書）の副本の写し
- (4) 設置場所の位置図、住宅等の各階の平面図及び浄化槽の配置・配管図
- (5) 住宅等を借りている者は、当該住宅等に合併処理浄化槽を設置することについての貸主の承諾書
- (6) 市税等納付確認等及び敷地立入り同意書
- (7) 誓約書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金交付申請書の提出は、当該年度の4月1日から2月末日までの間に行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（交付の決定及び通知書類）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定する場合には、必要に応じ条件を付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金交付申請却下通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（軽微な変更）

第8条 補助金の交付の申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、着工予定日の繰上げ及び完了予定日の延長とする。

（着手届）

第8条の2 規則第13条の届出書については、同条ただし書第4号の規定により、その提出を要しないものとする。

（変更等承認申請等）

第9条 第7条第3項の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金交付決定通知書を受けた後、補助金交付申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則

第 1 1 条第 1 項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
2 補助対象者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(完了届)

第 1 0 条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、直ちに、完了届出書（別記様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 施工監督を行った浄化槽設備士が証明したチェックリスト

(2) 当該合併処理浄化槽の設置工事の工程写真

(実績報告)

第 1 1 条 補助対象者は、補助事業完了後 1 か月以内又は当該年度 3 月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 工事費請求書又は領収書の写し

(3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合には、自ら行うことができることを証明する書類）

(4) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 1 2 条 市長は、規則第 1 9 条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金支払請求書（別記様式第 6 号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(検査結果等の提出)

第 1 3 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年度間、市長の定めるところにより法定検査の申込書又は契約書及び検査結果報告書の写しを毎年度市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 2 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請を行う者について適用し、同日前までに補助金の交付を受けている者及び補助金の交付の申請を行っている者については、なお従前の例による。ただし、平成18年4月13日までに当該工事に着手する予定の者にあつては、第6条中「10日前まで」を「3日前まで」に、第7条中「1週間以内」を「当該工事の着手予定日まで」に読み換えて適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請を行う米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に申請を行った米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市合併処理浄

化槽設置整備事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	800,000円
6人槽及び7人槽	1,000,000円
8人槽から50人槽まで	1,350,000円

備考 別表中左欄に掲げる人槽区分については、平成12年3月17日付けで改正して施行された「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に基づく鳥取県の取扱いに従うものとする。

別記
様式第1号（第6条関係）

年 月 日

補助金交付申請書

米子市長 様

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

年度において合併処理浄化槽を設置したいので、米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を申請します。

1 設 置 場 所	米子市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 浄化槽の人槽	人槽
4 住宅等所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 共有（ 人） <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 適 用 区 分	<input type="checkbox"/> 転換（単独処理浄化槽） <input type="checkbox"/> 転換（合併処理浄化槽） <input type="checkbox"/> 転換（くみ取り槽）
6 交 付 申 請 額	金 円
7 着 工 予 定 日	年 月 日
8 工事完了予定日	年 月 日
9 実居住人数 (住宅の場合)	人
〔添付書類〕 (1) 収支予算書 (2) 浄化槽設置費の見積書の写し (3) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書及び受理書の写し又は建築確認済証の写し及び建築確認申請附属書（浄化槽設置調書）の副本の写し (4) 設置場所の位置図、住宅等の各階の平面図及び浄化槽の配置・配管図 (5) 住宅等を借りている者は、当該住宅等に合併処理浄化槽を設置することについての貸主の承諾書 (6) 市税等納付確認等及び敷地立入り同意書 (7) 誓約書 (8) その他市長が必要と認める書類	

第 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

様

米子市長

年 月 日付け申請のありました合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

I 補助金の額	金 円
<p>II 交付条件</p> <p>1 承認事項等</p> <p>(1) 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。</p> <p>ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。</p> <p>イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(2) 補助対象者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければなりません。</p> <p>2 実績報告</p> <p>補助対象者は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。</p> <p>3 補助金の交付を受けた者は、市長の求めに応じ、法定検査の申込書又は契約書及び検査結果報告書の写しを提出しなければなりません。</p> <p>注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受けた日から20日以内に、文書をもって交付申請の取下げをすることができます。</p>	

第 号
年 月 日

補助金交付申請却下通知書

様

米子市長

年 月 日付け申請のあった米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由によりその申請を却下したので、米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

(理由)

年 月 日

米子市長 様

完了届出書

補助対象者 住 所

氏 名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました補助金に係る次の補助事業を完了しましたので、米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助事業の名称 合併処理浄化槽設置整備事業
- 2 着手年月日 年 月 日工事着工
- 3 完了年月日 年 月 日工事完了
- 4 補助事業の実施方法
- 5 添付書類
 - (1) 施工監督を行った浄化槽設備士が証明したチェックリスト
 - (2) 当該合併処理浄化槽の設置工事の工程写真

年 月 日

実績報告書

米子市長 様

補助対象者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあり
ました合併処理浄化槽設置整備事業の実績につきまして、米子市合併処理浄化槽
設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 事業完了年月日	年 月 日
〔添付書類〕 (1) 収支決算書 (2) 工事費請求書又は領収書の写し (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補 助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合には、自ら行う ことができることを証明する書類） (4) 浄化槽法定検査依頼書の写し (5) その他市長が必要と認める書類	

